

令和元年第6回富山県教育委員会議事日程

5月24日（金）午後1時00分

教育委員会室

1 会議録の承認について

平成31年3月19日開催の平成31年第4回富山県教育委員会会議録の承認について

平成31年4月8日開催の平成31年第5回富山県教育委員会会議録の承認について

2 議決事項

議案第16号 技能教育施設の指定に関する件

3 報告事項

(1) とやま科学オリンピック2019の開催について

(2) 「第19回全国中学校総合文化祭富山大会」の開催について

(3) 令和2年度富山県公立学校教員採用選考検査について

(4) 平成31年3月高等学校卒業者の就職状況について

(5) 公立幼稚園の廃止について

4 その他

今後の教育委員会等の日程について

5 報告事項

(6) 臨時代理について（2019年度富山県教科用図書選定審議会委員任命の件）

(7) 臨時代理について（令和2年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択に係る
諮問事項の件）

6 議決事項

議案第17号 令和2年度使用義務教育諸学校用教科用図書採択の件

技能教育施設の指定に関する件

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定により技能教育のための施設を次のとおり指定する。

令和元年5月24日 提出

富山県教育委員会

教育長 伍嶋二美男

1 技能教育のための施設の名称及び所在地

名称 星槎富山キャンパス

所在地 富山市新富町1-2-3 CICビル5階

2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
経済活動と法	経済活動と法
情報処理	情報処理

3 指定年月日

令和元年5月24日

技能教育施設の指定について

1 概要

学校法人国際学園（昭和55年設立、神奈川県横浜市）から県教育委員会に、技能教育施設（連携高等学校：学校法人国際学園星槎国際高等学校（北海道、広域通信制高等学校））としての申請があり、提出書類を審査したところ指定基準を満たすことから技能教育施設として指定するもの。

※学校法人国際学園星槎国際高等学校に在籍する生徒について、学校法人国際学園星槎富山キャンパスで学んだ専門技能科目（商業科目12単位）が高等学校の専門教科「商業」として履修認定されることになる。

2 技能連携制度の概要

(1) 趣旨

高等学校の定時制又は通信制の課程に在学する生徒が、同時に技能教育施設で教育を受けている場合、同様の教育を重複して受ける負担を軽減する。

(2) 概要

定時制、通信制の課程に在学する生徒が、指定された技能教育施設において学んだ専門技能科目を、当該高等学校における教科の一部の履修として認める制度。

技能教育施設を指定する権限は、当該施設の所在地の都道府県教育委員会。

(3) 関係法令及び指定基準に係る規則等（別紙及び別表）

3 本県の現状

指 定 技 能 教 育 施 設	連 携 高 等 学 校		
	名 称	課 程	学 科
富山市医師会看護専門学校	雄峰高等学校	通信制	衛生看護科
富 山 県 技 術 専 門 学 院	富山工業高等学校	定時制	生産機械科
総 合 カ レ ッ ジ S E O	星槎国際高等学校	通信制	普通科

関係法令及び指定基準に係る規則等

①学校教育法

・第55条

高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

②学校教育法施行令

・第32条（指定の申請）

技能教育のための施設の設置者で学校教育法第55条の規定による指定を受けようとする者は、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会に対し、その指定を申請しなければならない。

・第33条（指定の基準）

指定の基準は、次のとおりとする。

- 1 設置者が、高等学校における教育を理解を有し、かつ、この政令及びこの政令に基づく文部科学省令を遵守する等設置者として適当であると認められる者であること。
- 2 修業年限が1年以上であり、年間の指導時間数が680時間以上であること。
- 3 技能教育を担当する者（実習を担任する者を除く。）のうち、半数以上の者が担当する技能教育に係る高等学校教諭の免許状を有する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であり、かつ、実習を担任する者のうち、半数以上の者が担任する実習に係る高等学校教諭の免許状を有する者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は6年以上担任する実習に関連のある実地の経験を有し、技術優秀と認められる者であること。
- 4 技能教育の内容に文部科学大臣が定める高等学校の教科に相当するものが含まれていること。
- 5 技能教育を担当する者及び技能教育を受ける者の数、施設及び設備並びに運営の方法が、それぞれの文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

・第33条の二（連携科目の等の指定）

都道府県の教育委員会は、学校教育法55条の規定による指定をするときは、連携科目等（当該指定に係る技能教育のための施設における科目のうち同条に規定する措置の対象となるもの及び当該科目の学習をその履修とみなすことができる高等学校の教科の一部（文部科学省令で定める区分によるものとする。）をいう。以下同じ。）を併せて指定をしなければならない。

③技能教育施設の指定等に関する規則（文部科学省令）

・第1条（施設指定の申請）

学校教育法施行令第32条の規定による指定を受けようとする者は、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の定めるところにより、施設所在地教育委員会に申請

しなければならない。

・第2条（文部科学大臣が定める高等学校の教科等）

学校教育法施行令第33条第4号の文部科学大臣が定める高等学校の教科は、高等学校の職業に関する教科とする。

2 学校教育法施行令第33条第5号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 技能教育を担当する者の数が、技能教育を受ける者の数を20をもって除して得た数以上であること。
- 2 科目ごとに同時に技能教育を受ける者の数が、10人以上であること。
- 3 高等学校の教科に相当する内容の技能教育を行なうために必要な施設及び設備を有すること。
- 4 運営の方法が適正であること。

・第3条（文部科学省令で定める高等学校の教科の区分）

学校教育法施行令第33条の2の文部科学省令で定める区分による教科の一部は、教科に属する科目とする。

④富山県技能教育施設の指定等に関する規則

・第2条（技能教育施設の指定の申請）

省令第1条の規定により、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第32条の規定による指定を受けようとする者は、技能教育施設指定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 施行令第33条の2の規定による教育委員会の指定を希望する科目（以下「指定希望科目」という。）の内容の概要を記載した書類
- (2) 技能教育施設の建物の配置図及び平面図
- (3) 技能教育施設の運営方法を記載した書類
- (4) 技能教育施設の年間経費の概要を記載した書類
- (5) 技能教育施設において使用する主な教材の名称を記載した書類
- (6) 技能教育を担当する者の氏名、担当科目、担当時間数及び履歴（担当科目に関する高等学校の教諭の資格その他の資格及び担当科目に関する実地の経験年数を含む。）を記載した書類
- (7) 技能教育を受ける者のうち、高等学校に在学するものがある場合は、当該高等学校の名称及び所在地並びに課程別及び学科別の在学者数を記載した書類
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育施設における学習を高等学校の教科の一部の履修とみなす措置（以下「連携措置」という。）をとろうとする高等学校の名称、所在地、課程及び学科の名称を記載した書類並びに学校長との当該連携措置に係る協議について記載した書類

学校法人国際学園星槎富山キャンパスを技能連携施設として指定する際のチェック項目

項目	指定基準の内容	根拠	申請内容	確認方法
設置者	・設置者が、高等学校における教育に理解を有し、かつ、この政令及びこの政令に基づく文部科学省令を遵守する等設置者として適当と認められる者であること。	学校教育法施行令 第33条 第1項第1号	井上 一(53歳) 平成21年から学校法人国際学園理事長	履歴書
修業年限	・1年以上とする	学校教育施行令第33条 第1項第2号	3年	学則第4条
指導時間	・1年間にわたり、680時間以上	同上	1年次875時間 2年次875時間 3年次840時間	学則第7条
教員	・技能教育を担当する者のうち、半数以上の者が担当する技能教育に係る <u>高等学校教諭の免許状</u> を有する者又は、これと同等以上の学力を有すると認められる者。 ・技能教育を担当する者の数が、技能教育を受ける者の数を20をもって除して得た数以上であること。	学校教育施行令 第33条 第1項第3号 技能教育施設の指定等に関する規則 第2条第2項 第1号	技能教育担当教員(専任)1人 (兼任)1人 計2人 技能教育を担当する者2名 半数以上は1名 1名は高等学校教諭の「商業」免許状を有する。もう1名は同等以上と認められる。 技能教育を受ける者 $36 \div 20 = 1.8$ 技能教育担当2名	教職員編成表 技能教育担当者の履歴等
生徒数	・科目毎に同時に技能教育を受ける者の数が10人以上であること。	同上 第2項第2号	1年, 2年, 3年 R 1 12, 0, 0人 R 2 12, 12, 0人 R 3 12, 12, 12人	学則第4条
施設設備	・高等学校の教科に相当する内容の技能教育を行うために必要な施設及び設備を有すること。	同上 第2項第3号	・各室床面積算定 計(校舎) $534.64m^2$ ・設備 234点	校地・校舎の概要 設備の概要
技能連携科目	・学校教育法施行令第33条第4号(技能教育の内容に文部科学大臣が定める高等学校の教科に相当するものが含まれていること)の文部科学大臣が定める高等学校の教科は、高等学校の職業に関する教科とする。	学校教育施行令 第33条 第1項第4号 技能教育施設の指定等に関する規則 第2条第1項	商業科目 ・ビジネス基礎 ・経済活動と法 ・情報処理	技能連携科目の概要

とやま科学オリンピック2019の開催について

子どもたちの科学に対する関心を高めるとともに、科学的才能や論理的な思考力、問題解決能力など、子どもたちが持っている様々な力や可能性を伸ばす機会として「とやま科学オリンピック2019」を開催する。

1 日時

- 小学校・中学校部門 令和元年8月3日（土）9：30～12：00
○高校部門 令和元年8月8日（木）9：00～12：45

2 会場

○小学校・中学校部門

新川会場：富山県立魚津高等学校
高岡会場：富山県立高岡高等学校

○高校部門

富山大学理学部（五福キャンパス）

富山会場：富山県立富山中部高等学校
砺波会場：富山県立砺波高等学校

3 対象者

○小学校部門 小学校5年生、6年生

○中学校部門 中学校1～3年生

○高校部門 高校1年生、2年生及び中学校3年生

（高等専門学校などの場合は同年次の生徒又は学生）

※中学校3年生は中学校部門と高校部門に同時に申込み可能

4 内容

○小学校・中学校部門

- ・富山の自然や環境、歴史、文化、産業、人物などを背景とし、実生活・実社会と関連する内容を題材とする。
- ・自然科学（理科、算数・数学）だけでなく人文・社会科学分野の問題にも取り組む。
- ・検査時間は、小学校・中学校とも120分とする。

○高校部門

- ・数学、物理、化学、生物の4分野のうち、いずれか1分野に取り組む。
- ・数学は個人で筆記問題に、物理・化学・生物は2人1組（同一校とは限らない）のチームで実験・観察等を伴う問題に取り組む。
- ・検査時間は、各分野とも150分とする。

（新）親子でチャレンジとやま科学オリンピック体験教室

日時：令和元年8月3日（土）9：50～11：30

会場：富山県立富山中部高等学校

対象：小学校3・4年生とその保護者（20組40名程度）

内容：次年度以降の参加対象となる小学校中学年児童とその保護者が、工作実験と過去問にチャレンジし、科学に対する興味・関心を高める。

「第19回全国中学校総合文化祭富山大会」の開催について

第19回全国中学校総合文化祭が、今年度、本県での初開催が予定されており、以下のとおり開催されることとなりました

＜大会の概要＞

○目的 全国の中学校における生徒の文化活動の発表と交流を通して、創造活動の向上と充実を図り、文化活動の健全な振興と発展を図る。また、各都道府県の生徒相互の交流と親睦を活発に行うことで、それぞれの分野における向上心の高揚を図る。

○主催 全国中学校文化連盟、富山県中学校文化連盟

○共催 富山県教育委員会、富山市教育委員会

○後援 全日本中学校長会、富山県中学校長会、富山市中学校長会、富山県中学校教育研究会、北陸銀行奨学助成財団、日本教育公務員弘済会、日本教育公務員弘済会富山支部、富山県高等学校文化連盟、富山県特別支援学校長会、富山県小学校長会、富山県PTA連合会、日本教育新聞社、読売新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、北日本新聞社、富山新聞社、北陸中日新聞社、NHK富山放送局、北日本放送、富山テレビ、チューリップテレビ、富山エフエム放送、富山シティエフエム、ケーブルテレビ富山、上婦負ケーブルテレビ

○開催期日 令和元年8月22日（木） 10:00～16:30
8月23日（金） 9:00～16:00

○会場（2会場）及び開催部門（11部門）

(1) 富山県民会館〔メイン会場〕

舞台発表：音楽、意見発表、放送、郷土芸能 （25団体）

展示発表：美術、科学、新聞・文芸、書道、手芸・華道、茶道等（約1,000作品）

(2) 富山県教育文化会館

演劇発表：演劇（9団体）

○参加生徒数 約2,400名（うち県外生徒約700名）

舞台・演劇発表 県内14団体、県外20団体

展示発表 県内600名、県外400名

役員生徒等 約300名

○観覧者総数 約8,200名（保護者、一般、県内外中学生ほか）

○大会スローガン

『咲かせんまいけ！富山に日本に未来へ輝く文化の「花」』

令和2年度 富山県公立学校教員採用選考検査について

令和元年5月24日
教職員課

1 検査期日および検査内容

検査	期日	一般選考	特別選考					
			障害者	社会人経験A	社会人経験B	特定資格	国際貢献	教職経験
第1次検査	7月 20日(土) 21日(日)	1 筆答検査 (1) 専門教科 (2) 教養(I)	1 筆答検査 (1) 専門教科	2 小論文 3 面接 (1) 個人面接 (2) 集団面接	2 小論文 3 面接 (1) 個人面接 (2) 集団面接			集団面接
		2 実技検査 (1) 専門教科 保健体育、音楽、美術の受検者のみ						
		3 面接 (1) 集団面接						
第2次検査	8月 24日(土) 25日(日)	1 筆答検査 (1) 教養(II)	(1) 水泳検査(泳法自由で25m泳ぐ) 小学校及び特別支援学校小学部の受検者のみ (2) 選択実技検査(体育とオルガン演奏のいずれか一方) 小学校及び特別支援学校小学部の受検者のみ	4 面接 (1) 個人面接				
		2 適性検査						
		3 実技検査						

2 検査場所 第1次 富山県立富山高等学校、富山県立富山いずみ高等学校
第2次 富山県立富山高等学校、富山県立富山いずみ高等学校、
富山市立堀川小学校

3 採用予定者数 315名程度(特別選考を含む)

4 願書交付日 5月9日(木)から

5 交付場所等

- ・富山県庁正面案内窓口
- ・東西両教育事務所
- ・県内各市町村教育委員会
- ・富山県首都圏本部、大阪事務所、名古屋事務所
- ・富山くらし・しごと支援センター(有楽町オフィス)
- ・飛騨市役所
- ・富山県のホームページに要項を記載。また、願書をダウンロードして自作することができる。

6 願書の受付期間 5月16日(木)から5月31日(金)まで

7 結果通知日 第1次 8月中旬まで
第2次 9月中旬

8 教員の確保に向けた対策

(1) 教員採用選考検査の受検者の確保

- ① 教員免許状を有さない社会人経験者を対象とした特別選考「社会人経験 B」を新設
(教科：工業、看護、福祉)
- ② 特別選考「教職経験」の1次検査内容の見直し
(「小論文」、「専門教科筆答検査」及び「個人面接」を免除し、「集団面接」のみ)
- ③ 本県採用検査 PR のための訪問大学数の増及び一部大学への若手教員の同行
(県内及び近隣県の大学において、若手教員が教員の魅力を伝えるとともに、質疑応答)
- ④ 実施要項(願書)の交付場所の拡大
(飛騨市役所に新たに配置)
- ⑤ 富山くらし・しごと支援センター(東京・有楽町及び大手町)や県人会への協力要請
(実施要項の見直し内容等の周知について協力依頼)
- ⑥ SNS等の活用による教員の魅力のアピール
(HPやSNSの活用による本県教員採用情報等の発信)

(2) 積極的な再任用教員の活用(小・中学校については、市町村教育委員会と今後調整)

- ① 小・中学校における欠員等の状況に応じた柔軟な任用を検討
- ② 再任用決定時期の早期化を検討

(3) 臨任講師の確保

- ① 教員免許が休眠状態となっている講師候補者の発掘及び更新講習受講依頼
- ② 退職校長会等の関係団体や近隣大学等への紹介依頼
- ③ 再任用を希望しない教員への短期間の講師依頼

令和元年5月24日

教育委員会県立学校課
総合政策局企画調整室

平成31年3月高等学校卒業者の就職状況について

(平成31年3月末現在調査)

平成31年3月高等学校卒業者の3月末現在の就職状況は、就職希望者1,954人に対し、就職者は1,949人、就職率は99.7%（文部科学省発表）となりました。

都道府県別の就職率では、富山県が全国第2位でした。

		卒業者数 (a) 人	就職希望者数 (b) 人	就職者数 (c) 人	就職率 (d)=(c)/(b) %	全国就職率 %
31年3月	県全体	9,128	1,954	1,949	99.7 (全国2位)	98.2
	(うち県立)	(7,228)	(1,402)	(1,401)	(99.9)	
〈参考〉 30年3月	県全体	9,182	2,006	2,004	99.9 (全国1位)	98.1
	(うち県立)	(7,264)	(1,373)	(1,372)	(99.9)	

※ 調査対象校種：公立、私立の高等学校(全日制・定時制)

※ 調査対象生徒：民間事業所、公務員、自営等すべての就職希望者の状況をとりまとめたもの。

令和元年5月24日
小中学校課

公立幼稚園の廃止について

1 富山市

(1) 学校名、位置及び廃止年月日

学校名	位置	廃止年月日
富山市立小見幼稚園	富山市小見250	平成31年3月31日

(2) 廃止の理由

平成30年4月1日から休園しており、平成31年度においても入園希望者がなかったため

2 砺波市

(1) 学校名、位置及び廃止年月日

学校名	位置	廃止年月日
砺波市立北部幼稚園	砺波市林1085	平成31年3月31日
砺波市立太田幼稚園	砺波市太田1439	平成31年3月31日

(2) 廃止の理由

北部幼稚園と太田幼稚園を認定こども園に移行し、北部認定こども園及び太田認定こども園として開園するため

(3) 園児の処置

新たに開園する北部認定こども園及び太田認定こども園で受け入れ

参 考

今後の教育委員会等の日程について

○ 令和元年 6 月 28 日 (金) 13:30 予定
教育委員会 (教育委員会室)